

白地手形に関する一考察

竹内 明世

一 はじめに

白地手形とは、手形の署名者が、所持人をして後日手形要件の全部または一部を補充させることを予定してことさらこれを記載せず、白地のまま発行した手形のことであり、その取得者に付与されている白地補充権の行使により完成が予定されている未完成手形である。そして、この白地補充権は、白地手形の署名者がその相手方との手形外の補充権授与契約によって与えられるものであり、白地補充権の内容はこの補充権授与契約によって定まる。そして、この白地補充権の行使期間については、白地補充権の消滅時効の問題として従来から様々な見解が主張されている。

しかし、白地手形は白地手形授受の当事者間で手形上の意思表示の一部を留保したものであり、白地補充権すなわち留保されていた部分の意思表示の行使期間について画一的に消滅時効の問題として解決を試みることに疑問を抱いた。

手形は、要式行為性・書面行為性をその本質とするが、手形要件を白地のまま流通させるということは明らかにこ

の本質に反する。それなのに本来無効手形たるべき（手形法二条一項・七六条一項参照）白地手形の流通が許容されているのは、それを欲する当事者間の合意があるからであると考えられる。この当事者間の合意については、合意違反の補充すなわち不当補充が手形法一〇条に規定されている。この条文は、従来、金額欄白地手形に合意違反の金額を補充した場合などに用いられてきた。しかし、白地補充権の行使期間も、補充権の内容と同様に、補充権授与と契約の重要な要素をなすものであり、当事者間の合意が存在するはずである。そうであれば、白地補充権の行使期間についても、画一的に消滅時効の問題とするのではなく、合意の問題とし、合意違反があった場合に手形法一〇条で解決を図るべきではないだろうか¹。以上のような視点から、本稿では、白地補充権の行使期間について、学説を整理した上で、私見を確立したい。その前提として、白地手形の法的性質および白地補充権の法的性質を明らかにしたい。また、近時、この問題について最高裁判決²が出されたので、この判決の妥当性について検討する。

二 満期白地手形と一覽払手形との区別

手形法二条二項および七六条二項では、満期の記載のない手形は「一覽払ノモノト看做ス」と定めていることから、そもそも、満期白地手形というものを観念しうるのが問題となる。

この点、手形法二条二項および七六条二項の「看做ス」の文言を厳格に解釈すれば、当事者の合意にかかわらず、一覽払手形と認定すべきであるとも考えられる。しかし、このように考えると、振出人と受取人の間で満期の補充につき合意がなされた場合でも、振出日から1年の経過で当然遡求権を失う結果になるし、また、受取人が合意に従って補充しても、その効力を否定しなければならないのは不合理である。したがって、当事者の意思が明らかなきは当事者の意思に従うべきである。そして、手形法二条二項および七六条二項は、満期につき白地補充権の授与のない、

単に満期の記載を欠く不完全手形につき一覽払手形として扱う旨を定めた規定であると考ええる。

ただし、白地のまま流通して行くうちに満期白地手形か、一覽払手形か分からなくなった場合は、不当補充に関する手形法一〇条を準用して、手形取得者が重過失なく信じたところに従って決定すべきであると考ええる。

三 白地補充権の法的性質

白地補充権の法的性質については、(a) 形成権と捉える見解と (b) 権限・権能と捉える見解に分かれる。

(a) 形成権と捉えれば、所持人はいつでもこれを行使でき、補充すれば権利関係が確定する。

(b) 権限・権能と捉える見解には、権限とするもの³⁾、撤回の許されない代理権とするもの⁴⁾、要件記載の事実行為の代行権限とするもの⁵⁾、がある。

思うに、白地補充権行使とは、本来振出人が行うべき手形行為の書面上の意思表示の一部を所持人が行うものであり、補充の結果、手形上の意思表示はその効果のみ振出人に帰属するのではなく、そもそも振出人の意思表示になるのであるから、白地補充権行使は、振出人の意思表示の代行行為と捉えることができる。したがって、白地補充権の法的性質は、手形上の意思表示（一部分であるが）という法律行為の代行権限であると考ええる。このように考えれば、代行権限は、時効ないし除斥期間による消滅になじむものではないし、権限の範囲、行使期間については、本人（白地行為者）と代行者（白地補充者）との内部関係・実質関係すなわち合意によることになる⁶⁾。

四 白地補充権の行使期間

白地手形の所持人はいつまでに補充をなすべきか（白地補充権の行使期間）という問題については、大きく分けて、

白地補充権自体の消滅時効を認める見解と白地補充権自体の消滅時効を認めない見解とが示されている。

1 白地補充権自体の消滅時効を認める見解

白地補充権自体の消滅時効を認める見解は、時効期間・時効の起算点によって、以下のように分類することができる。

(a) 二〇年^⑧

白地補充権は形成権の一種であるから、民法一六七条二項により、振出の時から、二〇年の消滅時効にかかる。

(b) 一〇年^⑨

白地補充権は形成権であるが、特定の人に対する権利として債権と同視するべきであり、民事債権として民法一六七条一項により、振出時から、一〇年の消滅時効にかかる。

(c) 五年^⑩

白地補充権の授与は「手形ニ関スル行為」(商五〇一条四号)ないしそれに準ずるものであるから、商行為によって生じた債権として、商法五二二条により、振出の時から、五年の時効にかかる。

(d) 三年^⑪

白地補充権は、当事者の手形外の合意によって発生するものであるけれども、その行使によって生ずる手形債権と不可分な関係にあるから、手形債権に準じて、手形法七〇条一項により、振出の時から、三年の時効にかかる。

(e) 三年^⑫

(d)と同様に考えつつ、時効の起算点は、振出の時ではなく、形成権の行使が内容の確定により具体的に可能になったときである。

この立場によれば、すべての手形要件についての白地補充権が消滅時効の対象となるのか、それとも、満期以外の白地についての補充権は別個独立に消滅時効の対象とはならないのかが問題となる。

この点、判例は、満期の記載のある白地手形について、「振出日白地の約束手形における白地補充権は、これを行使することによつて、手形上の権利を完成させるにすぎないものであるから、その補充権が別個独立に時効によつて消滅するものというべきではなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行使しうるものと解すべきである」とし、また、満期白地手形であっても、満期欄が補充された以上、その他の要件の白地補充権は別個独立に時効にかからないことが平成五年七月二〇日判決で示された。

学説上は、満期以外の手形要件の補充権については、それ自体が独立して消滅時効にかかることはないと考えようになつてきている。

思うに、すべての手形要件についての白地補充権が消滅時効の対象になると解すれば、手形債権は満期プラス3年の間存続するのに、白地補充権がこの期間経過前に時効消滅することが起り、不当である。一方、満期以外の白地の補充権は別個独立に消滅時効の対象とはならず、満期白地の補充権のみが消滅時効の対象となると解するのは、同じ形成権である白地補充権の中で、消滅時効の対象となるものとならないものを区別する根拠に欠けることになる。

さらに、この立場では、白地補充権の行使期間経過後、すなわち、白地補充権の時効消滅後の補充は物的抗弁となるはずであるが、物的抗弁と解すれば、外見上無効手形とは分らない手形が流通し、手形取引の安全を害する。そこで、人的抗弁と解する見解もあるが、これは時効制度と相容れないのではないだろうか。

2 白地補充権自体の消滅時効を認めない見解

白地補充権自体の消滅時効を認めない見解は、(1)白地補充権は白地手形上の権利そのものについての消滅時効に服すべきであるという考え方と、(2)白地補充権の行使期間に関して、消滅時効の問題としてではなく、当事者の意思解釈によるべきであるという考え方に大別できる。

(1) 白地補充権は白地手形上の権利そのものについての消滅時効に服すべきであるという考え方

この考え方は、満期の記載がある場合は満期から三年で白地手形上の権利そのものが消滅時効にかかるが、満期の記載がない場合については、起算点が定まらず問題となる。この点につき、時効期間・時効の起算点によつて、以下のように分類することができる。

(f) 一〇年⁽¹⁶⁾

白地手形は商法五〇一条四号の手形その他の商業証券とはいえないから、白地手形上の権利は民事債権として民法一六七条一項により、振出の時から一〇年の時効にかかり、白地補充権も同様である。

(g) 五年⁽¹⁷⁾

白地手形行為は商法五〇一条四号の「手形ニ関スル行為」にあたるから、商法五二二条により、白地手形上の権利は振出の時から五年の時効にかかり、白地補充権も同様である。

(h) 三年⁽¹⁸⁾

所持人はいつでも白地を補充して権利行使できるから、振出の時から満期が到来しているものとみてよく、補充権もまた振出の時から三年の時効にかかる。

(i) 三年⁽¹⁹⁾

消滅時効の起算点は、補充して手形上の権利を行使することが白地手形授受の当事者間の実質関係上法律的に可能になったときであり、このときから三年の時効にかかる。

(2) 白地補充権の行使期間に関して、消滅時効の問題としてではなく、当事者の意思表示によるべきであるという考え方

白地補充権をいつまでに行使すべきかの問題は、白地手形授受の当事者の合意によって決定すべきであるが、当事者の合意が明らかでないときは、合理的意思表示をすべきであるとする。この合理的意思表示の方法は、以下のように分類することができる。

(j) 取引慣行、信義誠実の原則による⁽²⁰⁾

(k) 三年⁽²¹⁾

手形債権が三年の時効にかかることから考えて、特別な事情がない限り、白地補充権は白地手形の発行時から三年内に行使しなければならぬと解する。

(l) 四年⁽²²⁾

一覽払手形と同視して振出日から四年と解すべきである。

(m) あくまでも当事者の合意による⁽²³⁾

白地補充権の行使期間に関して、消滅時効の問題としてではなく、当事者の意思表示によるべきであるという考え方に立てば、当事者の合意に反してその期間経過後に満期白地の補充がされたときは、不当補充（手形法一〇条・七条二項）の問題となる。

3 私見

白地補充権の行使期間は、あくまで白地手形授受の当事者の合意によるべきであると考ええる。なぜなら、補充権授与契約には、どのような内容の補充をすべきかの他に、それをいつまでにすべきかが含まれていると考ええるからである。

すなわち、満期白地の場合、補充権の行使期間に関する合意は、補充権授与契約における重要な要素であり、当事者の合意が明白な場合はその合意に従って満期を決定すべきであることはもちろんであるが、当事者が特に満期について言及しなかったからといって、必ずしも合意がないわけではなく、一覽払手形とする合意がない限り、原因関係上で予定された弁済期や白地手形交付時の事情等から当事者の意思が推測できるはずなのである。白地手形授受の当事者の合意を無視し、白地補充権もしくは満期白地手形上の権利そのものについての消滅時効を認めたのでは、わざわざ満期を白地にして振り出した当事者の意図を害する結果となろう。また、そもそも、満期欄を白地にすることは、わざわざ満期のために弁済期を延期する機能を果たすが、弁済が延期されている間は手形所持人は権利の上に眠る者とはいえないので、この期間に消滅時効が進行することの説明がつかないのである。

白地補充権の行使期間をあくまでも白地手形授受の当事者の合意にかからしめることは手形の書面行為性に反するとの批判もあり得ようが、そもそも白地手形の白地部分について書面行為性を要求することは、白地手形の流通が認められていることと背理するのではないだろうか。

したがって、白地補充権の行使期間は、満期白地手形にあっては、白地手形授受の当事者の合意によって定められた満期プラス三年であり、満期の記載のある白地手形の場合は、記載された満期プラス三年である（手七〇条一項・

七七条一項八号参照)。

五 平成五年七月二〇日判決

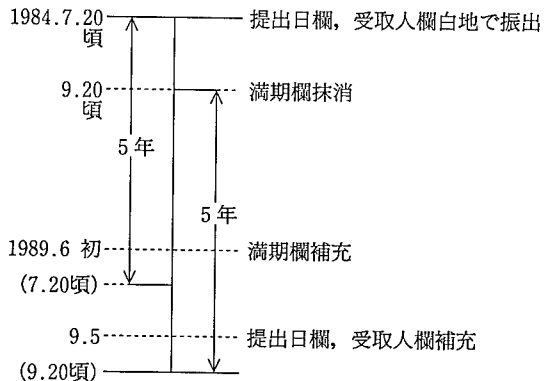
1 判決の紹介

(1) 事実の概要

昭和五九年(一九八四年)七月二〇日頃、Y(被告・控訴人・被上诉人)は、X(原告・被控訴人・上诉人)に対して、満期を昭和五九年九月二〇日と記載し、振出日欄および受取人欄を白地として二通の約束手形(本件各手形)を振り出した。

しかし、本件各手形の満期たる同年九月二〇日頃、XとYは、Yの履行可能な然るべき時期まで本件各手形の満期を延期する趣旨で、本件各手形の満期の記載を抹消して満期を白地とすることに合意した。⁽²⁶⁾ (第一審判決⁽²⁷⁾によると、Yは本件手形金をXに対する協力金として受け取ったものであること、YはXが入用になったときに本件各手形をいつでも請求していい旨を言っていたこと、Yは本件手形金で土地を購入したものであるが、Xからの請求に対して、購入した土地が売れたら支払うと弁解していたこと等の事実が認められている。)

そして、平成元年(一九八九年)六月初頃、Xは、本件各手形の満期欄の白地部分を平成元年九月一日と補充した。さらに、同年九月五日頃、Xは、本件各手形の振出日欄の白地部分を昭和五九年七月二〇日と、また、受取人欄の白地部分をXと補充した。



XはYに対して、本件各手形金の支払を求める訴えを提起した。第一審は請求を認容し、Yが控訴した。

(2) 原審の判断

第一審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

すなわち、「白地手形の補充権を行使すべき時期については、満期の記載のある手形とない手形とでは相違がある。1 * 満期の記載のある白地手形については、その白地補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅するものではなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行行使し得るものと解すべきであるところ（最高裁判所昭和四五年一月一日判決・民集二四卷二二号一八七六頁参照）、約束手形の振出人に対する関係では、その振出人に対する手形債権の時効期間の経過前、すなわち、手形記載の満期から三年内に補充しなければならぬ（大審院大正九年一月二七日民録二六輯二一〇九頁参照）。2 * 満期の記載のない白地手形は、補充権の消滅時効完成前に補充しなければならず、補充権の消滅時効期間は、商法五二二条の「商行為に因りて生じたる債権」の規定の準用により五年と解される（最高裁判所昭和三六年一月二四日判決・民集一五卷一〇号二五三六頁参照）。なお、補充権の消滅時効の起算日は、白地手形の振出交付日と解するのが相当である。」

「本件各手形は、振出当初は満期の記載のある振出日・受取人白地の手形であったものが、その後の振出人と受取人（所持人）との合意により、満期も白地となったものである。このような白地手形につき、補充権を行使すべき時期が問題となるが、証拠（原審における控訴人・被控訴人代表者、弁論の全趣旨）によると、控訴人と被控訴人は、本件各手形の満期の昭和五九年九月二〇日ころ、控訴人の履行可能なるとき時期まで本件各手形の満期を延期する趣旨で満期欄を白地としたものと認められ、この満期欄を白地とする合意により、新たな手形行為がなされたと解す特段の事情の認められない本件においては、当初から満期が白地であった約束手形と同視し、本件各手形の白地補充

権は振出交付日五年の消滅時効にかかるものと解するのが相当である。したがって、振出交付日から五年内に白地補充がなされることを要する。しかるに、本件各手形の振出交付日から五年が経過する前に満期欄の白地補充はなされたが、振出日・受取人の各欄の白地補充が本件各手形の振出交付日から五年後になされたことは、被控訴人の主張に徴して明らかである。」

Xは、平成元年六月初めに満期欄の白地補充をしているのであるから、最高裁判例(最大判昭四五年一月一日)からすれば、振出日・受取人の各補充がなされなくても、満期から3年間は手形上の権利行使ができるはずであり、原判決には明白な判例違反があるとして上告。

(3) 判旨

原判決を破棄し、差し戻した。

「手形が満期及びその他の手形要件を白地として振り出された場合であっても、その後満期が補充されたときは、右手形は満期の記載された手形となるから、右手形のその他の手形要件の白地補充権は、手形上の権利と別個独立に時効によって消滅することなく、手形上の権利が消滅しない限りこれを行使することができるものと解すべきである(最高裁昭和四三年(オ)第七五三号同四五年一月一日大法廷判決・民集二四卷一二号一八七六頁参照)。」

「本件各手形は、当初満期が白地であったが、後に右白地部分が適法に補充されたことにより満期の記載された手形となったものであるから、上告人は、その記載された満期の日から三年間すなわち手形上の権利の消滅時効期間内は本件各手形の振出日欄及び受取人欄の各白地部分を補充することができるものといふべきである(なお、本件各手形は当初、満期を記載して振り出され、その後上告人と被上告人との合意により、その記載を抹消して満期を白地と

したものであるが、満期が白地の手形であつたという意味においては、前記説示したところにいう満期を白地として振り出された手形の場合と異なるところはない。ただし、本件各手形の場合、満期の白地補充権の消滅時効は、被上告人がその補充権を授与した時、すなわち上告人と被上告人との前記合意の日から進行するものと解すべきである。)しかるに、原審が、本件各手形の満期欄の白地部分は白地補充権の時効消滅前に補充されたが、振出日欄及び受取人欄の各白地部分の補充は本件各手形の振出交付日から五年の消滅時効期間経過後にされたことを理由にその効力を生じないものと解したのは、白地補充権の消滅時効の法理の解釈適用を誤つた違法があるものといふべきである。この趣旨をいう論旨は理由があり、右違法が原判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決は破棄を免れない。」

2 本判決への評価

まず、本件各手形を一覧払手形ではなく、満期白地手形と解する判旨に賛成する。

次に、確立された判例の立場によれば、白地補充権自体が消滅時効の対象となり、その時効期間は補充権を行使し得べきときから五年である。ただし、当初から満期の記載のある白地手形の補充権については別個独立に消滅時効にかからないとされている(最大判昭四五年一月二日)。そこで、満期白地とその他の要件の白地が併存する場合に、満期の補充がなされるとその他の要件の白地補充権の消滅時効はそのまま進行するのか、それとも、満期が補充された以上別個独立には消滅時効にかからないのかが問題となる。本判決は、満期以外の要件の白地補充権は満期の補充があつても進行するとした原審の判断を否定して、満期が記載された以上はその他の要件の白地補充権は別個独立には消滅時効にかからないと判示し、この問題に解決を与えた点で意義を有する。しかし、満期白地の手形においては、

満期欄の補充がなされる前であっても、満期以外の要件の白地補充権が消滅時効の対象とならないことまでは示すに至っていない。したがって、本件のように満期欄の白地補充権の消滅時効の期間満了がその他の要件の白地補充権の消滅時効の期間満了よりも後に到来する場合に、満期の補充がその他の要件の白地補充権の消滅時効期間満了の後になされたときは、その他の要件の白地補充権は既に時効消滅していたことになるから、手形上の権利を行使し得ないことになり、不当である。これを本件についてみると、仮に、Xが満期の補充を平成元年七月二〇日以降、消滅時効期間満了前（満期欄の白地補充権について）になされた場合、振出日欄および受取人欄の白地補充権は既に時効消滅していることになるから、XはYに対して手形金を請求し得ず、XY間で支払を猶予した意味が失われてしまうのである。

もつとも、本件では、当事者の合意により満期欄が抹消されことで、新たな白地手形の振出がなされたと解すべきであるから、満期欄の白地補充権のみならず、振出日欄等の白地補充権の消滅時効の進行も昭和五九年九月二〇日頃が起算点である。したがって、平成元年九月五日頃には未だ振出日欄等の白地補充権についても時効消滅は成立していないとの判断をすることもできたと考える。

以上が、判例の立場に立った場合の本判決の評価であるが、補充権の法的性質を代行権限と捉え、白地補充権の行使期間は白地手形授受の当事者の合意の問題と解する私見からは以下のように考える。

白地の補充権授与契約には、どのような内容の補充をすべきかの他に、それをいつまでにすべきかの合意が含まれていると考えられるし、また、満期白地についてはまさに補充権の内容がいつまでに補充をすべきかの合意であるといえる。すなわち、満期白地の場合、白地補充権の行使期間に関する合意は、補充権授与契約における重要な要素であり、当事者が特に行使期間につき明言しなかったからといって、合意がないわけではなく、一覽払手形とする合意

がない限り、原因関係上予定された弁済期や振出時の事情等から当事者の意思が推測できるはずなのである。また、満期以外の要件の白地の補充権行使期間については、満期もしくは予定された弁済期（満期白地の場合）プラス三年との合意があったと解釈することができるのである。

したがって、本件では、当事者の合意を認定した上で白地補充権の行使期間を判断すべきであるから、高裁に差し戻し、事実認定を徹底させるべきであり、本判決はその理由には賛成できないが、差し戻しの判断には賛成である。

六 むすびにかえて

平成五年七月二〇日最高裁判決は、当事者の弁済猶予の意思にもかかわらず、その猶予期間途中で白地補充権が振出時を起算点とする消滅時効にかかってしまうという矛盾をきたす危険を含むものである。学説においても、白地補充権もしくは白地手形上の権利そのものの消滅時効（起算点は振出時）を認め、白地補充権の行使期間を制限しようとする限り、この矛盾が生じることにならう。では、なぜ白地補充権の行使期間を制限しなければならないのか。それは、支払時期が不明の手形が流通することが望ましくない、という価値判断に立つからではないだろうか。そして、長期にわたって行使されない債権については消滅時効という制度によって法的安定性を保つことに鑑み、白地手形の補充権についてもこの消滅時効という制度によって法的安定性が実現され、また、転々流通が予定されている手形にあっては譲受人が安心して手形を取得できることになるので、手形の流通の促進に資すると考えるからであらう。

しかし、白地手形にあっては、白地部分の補充は留保されているだけであって、補充権者が補充権行使を怠っていないものではない、すなわち、権利の上に眠る者ではないから、消滅時効という制度と馴染まないと考える。

また、満期白地手形と金額欄白地手形を比べた場合、どちらも表章される権利の内容が不明確なことに違いはない。

しかし、金額欄白地手形の金額欄については補充する金額について上限が定められるなどの制限は加えられることなく流通している。一方、満期白地手形にあっては、振出時を起算点とする消滅時効を認めるということは、白地補充権の行使期間すなわち手形金支払の猶予期間を制限することになり、満期欄の補充内容について制限することに他ならない。たとえば、満期が確定はしていないが、二〇年後くらいであろうとの当事者の意思にもかかわらず（満期が確定するのは二〇年後かもしれない）、振出日から一〇年・五年もしくは三年の間に満期欄の内容を決定することが強制されることになるのである。さらに、金額欄白地の補充については、当事者の合意と異なる補充があれば不当補充として手形法一〇条・七七条二項に服することになる。一方、満期白地手形の場合は補充権もしくは白地手形上の権利そのものの消滅時効の問題とされ、不当補充の問題とはされない。白地手形には手形法一〇条の規定が特に設けられているにもかかわらず、あえてこれを用いずに消滅時効の問題とする必要性があるのだろうか。

思うに、白地手形の白地部分に関する問題はまず手形法一〇条の不当補充の問題として解決を図るべきであると考ええる。このように考える前提として、私は、白地手形は手形の一形態ではなく、手形とは全く別個の有価証券であり、本来手形法一〇条のみが適用されると考える。なぜなら、白地手形は、本来、手形要件の記載を欠く手形であるから、手形の要式行為性、書面行為性という本質を欠き、無効手形である（二条・七六条）。にもかかわらず白地手形の流通が認められるのは、手形として流通しているのではなく、白地手形という類型の有価証券として流通しているからであると考ええる。そして、白地手形に関する規定は手形法一〇条、七七条二項の不当補充に関する規定のみであり、その他の事項については一般法たる民法および当事者の合意に委ねられていると考える。手形法一〇条の法的性質については、手形法一七条の人的抗弁の規定の特則と捉える見解もあるが、私は、白地手形について固有に権利外観法理を定めた規定であると考ええる。ただし、手形の要件を記載しないという方法で証券を作成しているのであるから、記

載された事項については、手形法の適用を受けるといふ当事者の合意があると解釈できるので、適宜手形法が適用ではなく、準用されると考える。

したがって、白地補充権の行使期間についても白地手形授受の当事者の合意によるべきであると考えられる。すなわち、白地の補充権授与契約には、どのような内容の補充をすべきかの他に、それをいつまでにすべきかの合意が含まれていると考えられるし、また、満期白地についてはまさに補充権の内容がいつまでに補充をすべきかの合意であるといえる。すなわち、満期白地の場合、白地補充権の行使期間に関する合意は、補充権授与契約における重要な要素であり、当事者が特に行使期間につき明言しなかったからといって、合意がないわけではなく、一覽払手形とする合意がない限り、原因関係上予定された弁済期や振出時の事情等から当事者の意思が推測できるはずなのである。また、満期以外の要件の白地の補充権行使期間については、満期もしくは予定された弁済期（満期白地の場合）プラス三年との合意があったと解釈することができるのである。

そして、合意と異なる満期が補充された場合、もしくは、当事者の合意に反して補充期間経過後に補充がなされたときは、不当補充（一〇条）の問題となると考える。これは、金額欄白地の場合の金額の補充等の場合と同様に考えるのである。たとえば、満期についての合意は重要であるから、満期欄を白地のままで取得した者は、振出人に満期の確認を行うべきであり、それを怠れば所持人に重過失があるといえるのである（一〇条但書）。

【注】

(1) 後藤紀一「白地手形の補充権の消滅時効(下)——最高裁平成五年七月二〇日判決——」銀行法務21五〇五号五二〜五三頁において、本来白地手形をめぐる問題は、まず手形法一〇条で解決できるかどうかを考えてみるべきであり、白地補充権

の行使期間についても、当事者間で争いになれば、同条の補充権の濫用の一事例として解決できると指摘している。

- (2) 最高裁第三小法廷平成五年七月二〇日判決、民集四七巻七号四六五二頁・金融商事判例九三三四号三頁・判例時報一四七六号一五一頁・判例タイムズ八三二二号八一頁本判決の解説として、本稿の注にあげた以外に、以下のものを適宜参照した。
- 伊藤壽英「白地手形の満期が補充された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」金融商事判例九四〇号四八頁・西尾信二「白地手形の満期が補充された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」手形研究四九〇号五六頁・大内俊身「白地手形の満期が補充された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」ジュリスト一〇三九号一〇四頁・酒巻俊雄「白地手形の満期補充とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」法学教室一六〇号一三六頁・岩城謙二「白地手形補充権の時効―最高裁平成五年七月二〇日判決他―」法令ニュース五五七号二三頁・高窪利一「抹消された満期が補充された場合にその他の手形要件を補充すべき時期」私法判例リマックス一九九五（上）七頁 後藤紀一「白地手形の補充権の消滅時効（上）―最高裁平成五年七月二〇日判決―」銀行法務21五〇四号四頁・大内俊身「白地手形の満期が記載された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」法曹時報四七巻七号一八五頁・弥永真生「白地補充権の時効―白地手形の満期の補充とその他の要件の補充」法学セミナー四八三号四四頁・神谷高保「白地補充権の消滅時効の法理」法学協会雑誌一一二巻五号一一頁

(3) 倉沢康一郎「手形判例の基礎」（日本評論社 一九九〇年）九三頁

(4) 大塚龍児「白地手形の満期が補充された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」平成五年度重要判例解説一三〇頁

(5) 長谷川雄一「白地手形法論（改訂版）」（商事法務研究会 一九八六年）三二頁

(6) 意思表示は可分であると解されている（大塚・前掲4）論文一三〇頁。

(7) 大塚・前掲4）論文一三〇頁同旨

(8) 旧判例―大審院昭和八年一月七日判決、大審院裁判例七巻民事二五九頁

(9) 東京地裁昭和一〇年七月六日判決、法律新聞三八八号一四頁

- (10) 現判例―振出日白地の小切手の白地補充権に関して最高裁第二小法廷昭和三六年一月二四日判決、民集一五卷一〇号二五三六頁・満期白地の約束手形の白地補充権に関して最高裁第一小法廷昭和四四年二月二〇日判決、民集二三卷二号四二七頁
- 学説では、鈴木竹雄Ⅱ前田庸「手形法・小切手法(新版)」(有斐閣 一九九二年)二二三頁
- (11) 満期白地の約束手形の白地補充権に関しての最高裁判決(昭和四四年二月二〇日・前掲10)判決)における大隅裁判官の少数意見
- (12) 谷川久「白地手形の補充権の消滅時効」鈴木竹雄他編『新商法演習③手形・小切手』(有斐閣 一九七四年)一二二頁
- (13) 最高裁大法廷判昭和四五年一月一日判決、民集二四卷二二号一八七六頁
- (14) 前掲2)判決
- (15) 秦光昭「白地手形の満期が補充された場合に、その他の手形要件の白地補充権は手形上の権利と別個独立に時効によって消滅するか」NBL五四四号六六頁同旨
- (16) 小橋一郎「小切手法一三条の法意白地小切手の補充権の消滅時効期間」(昭和三六年一月二四日・前掲10)判決の解説 判例評論45号(判例時報二八六号)一八頁
- (17) 福岡地裁昭和三六年一月一七日判決、下民集一二卷一号二四頁
- (18) 竹田省「白地手形補充権の時効」(大審院昭和二年四月一六日判決の解説)民商法雑誌六卷四号六九九頁
- (19) 上柳克郎「白地手形補充権の消滅時効」会社法・手形法論集(有斐閣 一九八〇年)五〇四頁
- (20) 鴻常夫「白地手形」(昭和三六年一月二四日・前掲10)判決の解説)商法の判例(第二版)一六三頁
- (21) 濱田惟道「手形法小切手法」(文眞堂 一九九二年)三九頁
- (22) 田邊光政「最新手形法小切手法(改訂版)」(中央経済社 一九九二年)三五四頁
- (23) 前田庸「手形法・小切手法入門」(有斐閣 一九八三年)四三頁・後藤・前掲1)論文五六頁
- (24) たとえ、「(振出人の)商品が売れたら、手形金を支払う。」といった抽象的な約束であっても、「売れたら」というのは

条件ではなく、期限であると考えられるから。実際に商品が売れたとき、もしくは、売れないことが確定したとき(たとえ、二〇年後であっても、三〇年後であっても)が満期であるとの当事者の合意を推定することが可能なのである。

(25) 後藤・前掲1) 論文五七頁

(26) 本件各手形は、当初満期の記載のある白地手形として振り出されたが、後に振出人と受取人(所持人)との合意で満期欄が抹消され、満期白地に変更されていることから、本件各手形がいつ振り出され、いつ白地補充権が与えられたと解すべきなのかが問題となる。なぜなら、白地補充権もしくは白地手形上の権利の消滅時効を考える場合の、時効の起算点として、振出時期・補充権授与時期は重要だからである。この問題については、以下の三つの捉え方がある。(a) 振出当初からの満期白地手形となると解し、受取人欄等はもちろん、満期についても振出の時点で補充権の授与があったものとされる(本件原審)、(b) 抹消の合意の時点で新たな満期白地手形の振出があったものと解し、受取人欄等も満期もその時点で補充権の授与があったものとされる(大塚・前掲4) 論文一三〇頁)、(c) 振出時に受取人欄等の補充権が与えられ、それとは別個に、抹消の合意の時点で新たに満期についての補充権の授与があったものとされる(本判決)。

思うに、振出人と受取人の合意で白地手形の内容が変更された場合は、もはや同一の白地手形行為とはいえないから、抹消の時点で新たな満期白地手形の振出があったものと考ええる。すなわち、満期欄の抹消は、支払猶予の合意に基づき、本来ならば手形書替を行うべきところ、手形の回収と新たな振出を省略したものと捉えることができる。したがって、抹消の合意の時点で新たな満期白地手形の振出があったものであり、受取人欄等も満期もその時点で補充権の授与があったと考ええる。

(27) 大阪地裁岸和田支部平成二年八月二九日判決

(28) 大阪高裁平成三年七月三〇日判決

(29) 前田・前掲23) 書四六頁

(たけうち あきよ・本学部専任講師)